

第39回（平成27年度第3回） 大分県事業評価監視委員会

資 料

報道関係・一般傍聴者

平成28年2月23日(火)
県庁新館 5階 51会議室

第39回（平成27年度第3回）大分県事業評価監視委員会

次 第

日時：平成28年2月23日（火） 10時00分～

場所：県庁 新館 5階 51会議室

1. 開会の辞 10:00～

- (1) 土木建築部長挨拶
- (2) 委員長挨拶

2. 土木建築部対象事業説明 10:10～

(1)	事前	道路改築事業	国道213号・糸原杵築線 (大分空港道路4車線化延伸)	道路建設課
(2)	再	道路改築事業	国道387号(豆生野拡幅)	道路建設課

《休憩》 10:50～

11:00～

(3)	再	都市計画道路事業	庄の原佐野線(元町・下郡工区)	都市計画課
(4)	事前	都市計画道路事業	庄の原佐野線(下郡工区)	都市計画課
(5)	事前	都市公園事業	大分スポーツ公園	公園・生活排水課

3. 閉会の辞

- (1) 事務局長挨拶

第39回（平成27年度第3回）大分県事業評価監視委員会 対象事業総括表

【事前評価】土木建築部

（単位：百万円）

番号	事業課名	事業区分	事業名	路線・河川・港・地区名等	場所	全体計画			評価結果		対応方針 (案)
						事業期間	事業費	事業概要	総合評価	ランク	
(1)	道路建設課	交付金	道路改築事業	国道213号・(一)糸原杵築線 (大分空港道路4車線化延伸)	キツキツ 杵築市相原～国東市安岐町大添	5年	1,600	計画延長L=3.9km 幅員W=14.0(20.5)m 橋梁2橋	—	—	事業実施
(2)	都市計画課	補助	都市計画道路事業	トシケイカドコロ 都市計画道路 庄の原佐野線 (下郡工区)	オオイト 大分市大字下郡～大分市下郡南	10年	18,000	延長L=約900m 幅員W=16.5～27.5m	—	—	事業実施
(3)	公園・生活 排水課	交付金	都市公園事業	大分スポーツ公園	オオイト 大分市大字横尾	4年	6,500	屋内スポーツ施設(アリーナ、武道場)、外 構工事	—	—	事業実施

【再評価】土木建築部

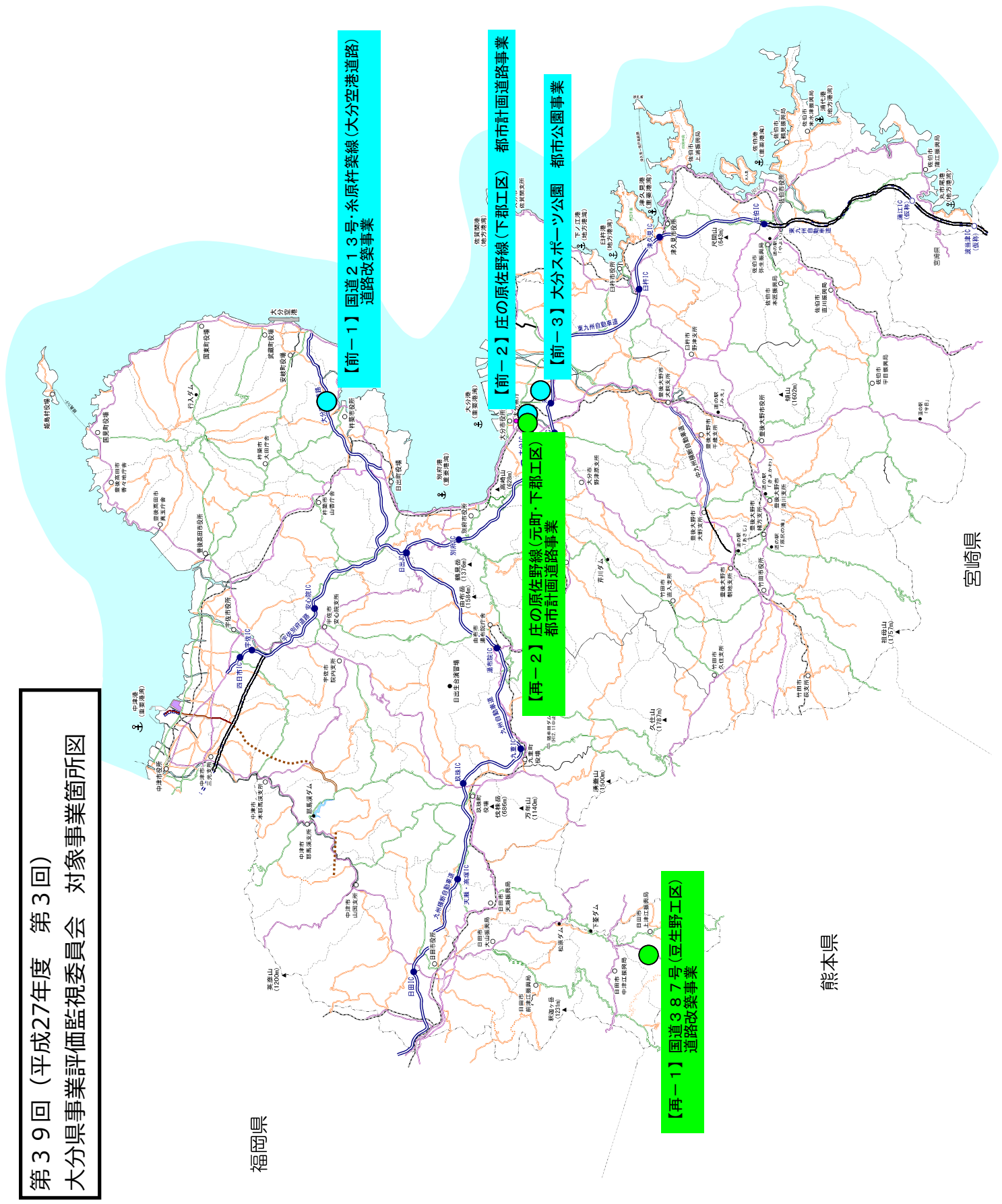
（単位：百万円）

番号	事業課名	事業区分	事業名	路線・河川・港・地区名等	場所	再評価 基準	採択 年度	完成年度		増減 率	B/C		H27迄		H28以降		最終の事業計画概要	対応方針 (案)			
								当初	最終		前回	今回	年	事業費	進捗 率	年			事業費		
(1)	道路建設課	交付金	道路改築事業	国道387号 (豆生野菰幅)	ヒロシ 日田市上津江町川原	大幅な計 画変更 用地取得 前	H25	当初 H30	最終 H35	1.54	1.1	1.1	0.8	3年	184	9%	8年	1,816	延長 橋梁工(2橋) 改良工	L=1,720m L=64m L=1,656m	継続
(2)	都市計画課	補助	都市計画道路事業	庄の原佐野線 (元町・下郡工区)	オオイト 大分市六坊南町 ～大字下郡	大幅な 計画変 更	H20	当初 H28	最終 H29	1.1	2.5	1.8	1.8	8年	12,020	86%	2年	1,980	延長 L=1,200m 改良 橋梁(3橋) L=526m	継続	



第39回（平成27年度 第3回）
大分県事業評価監視委員会 対象事業箇所図

事前評価
再評価
事後評価



福岡県

熊本県

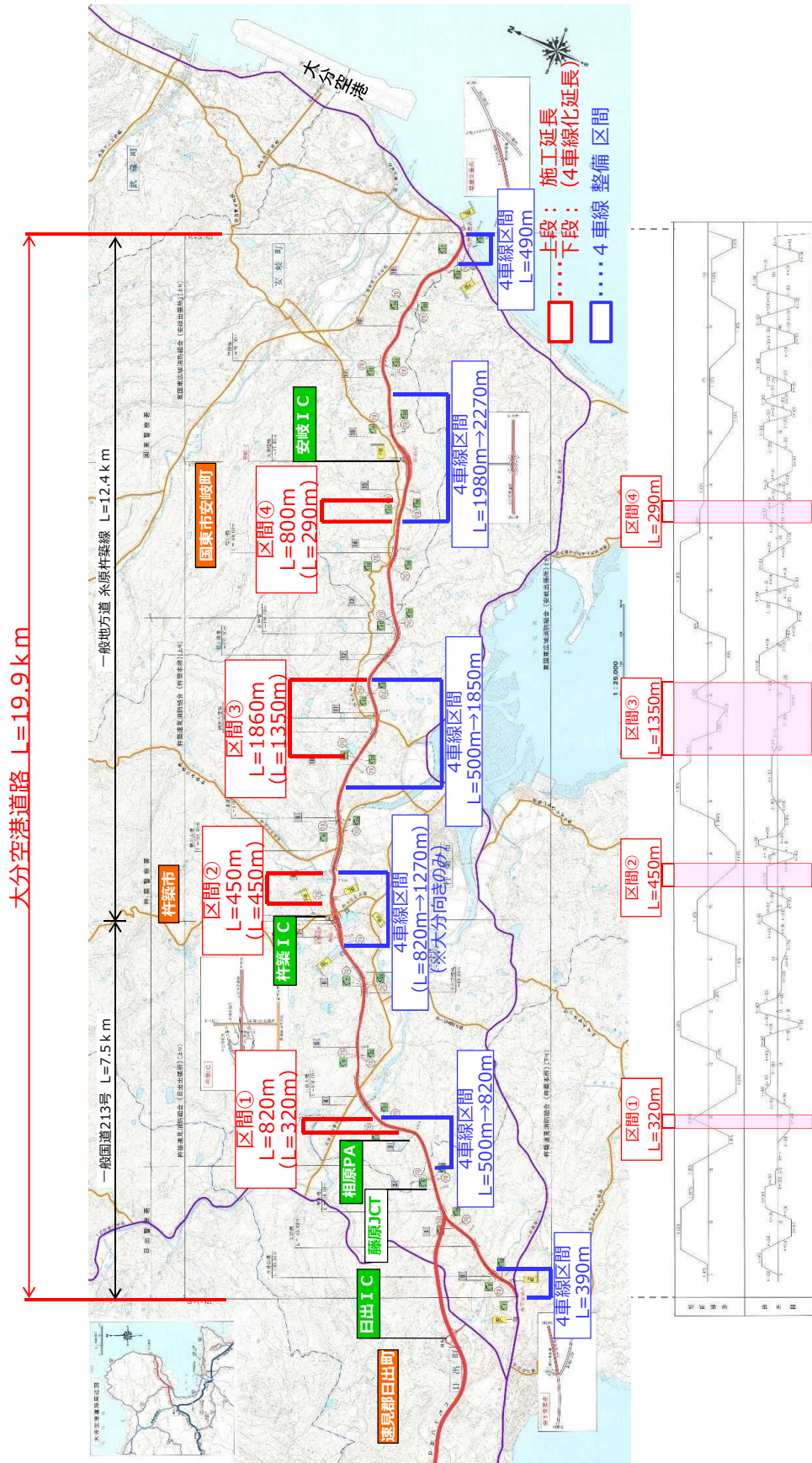
宮崎県

事前評価書

年度	H27
整理番号	

事業名・路線名等		道路改築事業 国道213号・(一)系原杵築線(大分空港道路 4車線化延伸)	事業主体	大分県
所在地		杵築市相原 ~ 国東市安岐町大添		
事業概要	事業の目的	・大分空港道路は、大分空港へのアクセス道路として、九州横断自動車道等と併せて広域ネットワークを形成するとともに、災害時は緊急輸送道路の役割を担う路線であるが、ほとんどの区間が暫定2車線である。4車線区間を延伸して追越車線と中央分離帯を整備することにより、大分空港への定時性の向上や交通事故の軽減、災害時の道路機能強化等を図る。		
	事業内容	<p>【計画延長・幅員】 L=3.9km(4工区・4車線化延長 L=2.4km)、W=14.0(20.5)m</p> <p>【構造規格】 第1種第3級 設計速度 V=80km/h</p> <p>【計画交通量】 11,500~13,200台/日 (H42年推計交通量)</p> <p>【現況幅員・交通量】 W=7.0(10.5)m 交通量 8,539~13,860台/日</p> <p>【重要構造物】 橋梁 2橋(西大内陸橋L=100m、東大内陸橋L=100m)</p>		
	事業費	C = 16 億円		
事業の実施計画	完成予定年	着手から5年(平成32年度)		
	事業段階毎の実施計画	<p>1年目 測量、地質調査、道路設計、橋梁設計</p> <p>2年目 橋梁設計、道路工事、関係機関との協議</p> <p>3年目 道路工事、橋梁工事〔区間①②④完了〕</p> <p>4年目~5年目 道路工事、橋梁工事〔区間③完了〕</p>		
事業の必要性	必要性・緊急性	<ul style="list-style-type: none"> ・低速車の影響で旅行速度の低下が発生している ・4車線区間と比較して死傷事故率が高い ・災害発生時や復旧工事の際に、通行止めや片側交互通行が必要 ・維持工事や施設点検の際に夜間通行止めが必要 		
	整備効果	<ul style="list-style-type: none"> ・低速車の追い越しが容易となって旅行速度が向上し、大分空港への定時性を確保 ・剛性の高い中央分離帯の設置により正面衝突事故が減少し、重大事故を低減 ・災害発生時においても信頼性の高い道路として機能を発揮 ・維持工事などの夜間通行止め等交通規制が減少し、利便性が向上 ・広域ネットワークの整備により産業・観光等県の発展を支援 		
事業手法・工法の妥当性	費用対効果分析	・費用便益比(B/C) ≒ 1.33		
	工法の妥当性	<ul style="list-style-type: none"> ・道路法、河川法、道路構造令、道路橋示方書等に適合した工法を採用 ・早期事業効果を発現させるため事業期間や規模から適切な区間を選定 		
	コスト削減	<ul style="list-style-type: none"> ・橋梁の拡幅新設には経済性等を比較検討のうえ最適な工法を採用する ・アスファルト、コンクリート、砕石は再生資材を利用する 		
	環境等への配慮	<ul style="list-style-type: none"> ・大分県環境配慮推進要綱に基づき調査を実施し、環境に配慮する ・ほとんどの区間で暫定的な施工が行われており、自然環境への影響が小さい ・工事中の騒音、振動対策を行い、住環境に配慮する ・沿道樹木の維持・管理に努め、沿道景観に配慮する 		
事業実施環境	事業の実効性	・4車線化に必要な用地は確保済みであり、ほとんどの区間で暫定的な工事が行われている		
	事業の成立性	<ul style="list-style-type: none"> ・大分県長期総合計画「安心・活力・発展プラン2015」に推進する事項として位置づけられている ・社会資本整備総合交付金交付要綱又は補助事業(地域高規格道路)採択基準に規定された事業内容、要件に適合 		
	事業の特殊性	・ラグビーワールドカップ2019(H31.9.20~11.2)開催までに一部工区を完成させて、大分空港への定時性確保と利便性の向上を図る		
対応方針		・以上のとおり事業の必要性が認められることから、本事業を実施したい		

事業箇所位置図



費用便益内訳書

金額単位：千円

事業名		道路改築事業 国道213号・(一)系原杵築線(大分空港道路 4車線化延伸)		
総費用(A)	施設名	整備規模	事業費	備考
投資期間 H28～H82	道路建設費	①～④区間 4車線化	1,585,000	
	維持管理費	補助国道及び一般県道	150,000	
		合 計		1,735,000
総便益	評価項目		便益額	備考
測定期間 H33～H82	走行時間短縮便益		4,611,000	
	走行経費減少便益		-255,000	
	交通事故減少便益		1,173,000	
	合 計		5,529,000	割引前の総便益
総費用額(C)	1,464,000	割引率を4%として事業費を現在価値化したものの合計		
総便益額(B)	1,946,000	割引率を4%として便益額を現在価値化したものの合計		
費用便益 比率(B/C)	1,946,000 / 1,464,000 = 1.33			
(その他の整備効果)・・・貨幣価値換算して便益額を算出した項目以外				
<ul style="list-style-type: none"> ・広域的なネットワーク整備による産業・観光等への支援 ・大分空港へのアクセス道路の整備により文化・情報機能の向上 				

道路事業・街路事業 事前評価チェックリスト

大項目	中項目	小項目	小項目の細別	該当及び適否 優先	小項目の具体的な内容
事業の 必要性	○必要性・緊急性	整備が必要な主たる理由 緊急を要する現状の課題	現状の課題から事業が必要な理由	○	<ul style="list-style-type: none"> ・大分空港への定時性確保、利便性向上、交通事故の軽減、災害時の道路機能強化 ・H27センサス 8,539～13,860名/日 ・暫定2車線 道路幅員 7.0 (10.5)m ・空港道路の死傷事故14件 (5年間) のうち、2車線で11件発生 (重大事故5件はすべて2車線) ・自動車専用道路 ・1次ネットワーク ・迂回が必要な場合は国道213号を通行し、21km、28分の迂回が必要 (通常20km、16分) ・2019ラグビーワールドカップ (H31.9～) ・災害時においても信頼性の高い道路として機能を発揮 ・副都心の高い中央分離帯の設置により重大事故を低減 ・大分空港と大分県を結ぶ広域ネットワーク整備により産業・観光等を支援 ・国東、杵築圏内から第2次、第3次医療施設へのアクセス改善
			道路脆弱化	○	
			道路幾何構造	○	
			交通事故発生状況	○	
			法滞状況	○	
			通学路の指定状況	○	
			緊急輸送道路の指定状況	○	
			代替路の指定状況	○	
			関連事業との進捗調整等	○	
			事業実施により得られる効果	○	
事業 手法 ・工法の 妥当性	○費用対効果分析	費用便益分析 (B/C) 等	B/C算出結果、もしくはB/Cによる評価を行わない 場合の理由と評価の考え方	○	<ul style="list-style-type: none"> ・B/C=1.33 ・道路法、河川法、道路構造令、道路標示方に適合した工法を採用 ・橋梁の拡幅新設には経済性等を比較検討のうえ最適な工法を採用 ・コンクリート・砕石は再生資材を利用 ・大分県環境配慮推進要綱に基づき調査を実施し、環境に配慮する ・ほとんどの区間で暫定的な施工が行われており、自然環境への影響は小さい ・工事中の騒音、振動対策を行い、住環境に配慮する ・低騒音、低振動型の建設機械を使用するとともに工事中の交通安全対策を行う ・土道樹木の維持、管理に努め、沿道景観に配慮する ・土工 (法面) 削は、自生種を用いた緑化を行うなど、景観計画に配慮した周辺環境との調和を図る ・現場発生土は、管内の他公共工事の盛土材に流用するなど調整を行う
			関係法令・技術基準等との適合	○	
			複数案の検討	○	
			コスト削減に向けた具体的施策	○	
			地域材、建設副産物の有効利用	○	
			自然環境への配慮	○	
			周辺の住環境への配慮	○	
			景観への配慮	○	
			残土処理の状況	○	
			文化財の保護	○	
事業 実施環境	○事業の実効性	地元要望 協力体制 市町村の協力体制 用地取得の難易度 法令等に基づく調整事項 上位計画等との関連	要望書等の提出状況 期成会等の地元組織状況	○	<ul style="list-style-type: none"> ・国東市、杵築市及び日出町と連携し、地元調整を行う体制が整っている ・用地取得済み ・道路法、河川法、文化財保護法等に係る関係機関調整を行う ・推進する事項として位置付け ・推進する事項として位置付け予定 ・大規模災害時の緊急輸送路として指定 (大分県地域防災計画) ・道路法第12条、15条に基づき事業を実施 ・社会资本整備備給交付金交付要綱、又は補助事業 (地域高規格道路) に規定された事業内容、採択基準の要件に適合 ・2019ラグビーワールドカップ開催までに一部区画を完成
			市町村による地元説明会や用地交渉への支援体制	○	
			地権者の同意、事業への理解の状況	○	
			法令等に基づく調整事項	○	
			大分県長期総合計画「安心・活力・発展7/2015」	○	
			都市計画	○	
			おおいたの道構想2015 (策定中)	○	
			交安法指定道路	○	
			地域防災計画	○	
			事業実施に係る根拠法令 (条項)	○	
事業の採択基準、適合状況	○				
他事業との関連	○				
施工時期、期間の制限	○				
技術的難易度	○				

*評価項目 (小項目の細別) は対象事業の内容により記述が異なる場合がある。
 * 「該当及び適否」の欄で該当して適であれば「○」、該当するが不適であれば「×」、該当しなければ「-」を記入する。
 * 「該当及び適否」の欄が「○」でなければ採択は不可とする。

再評価書

様式2-1

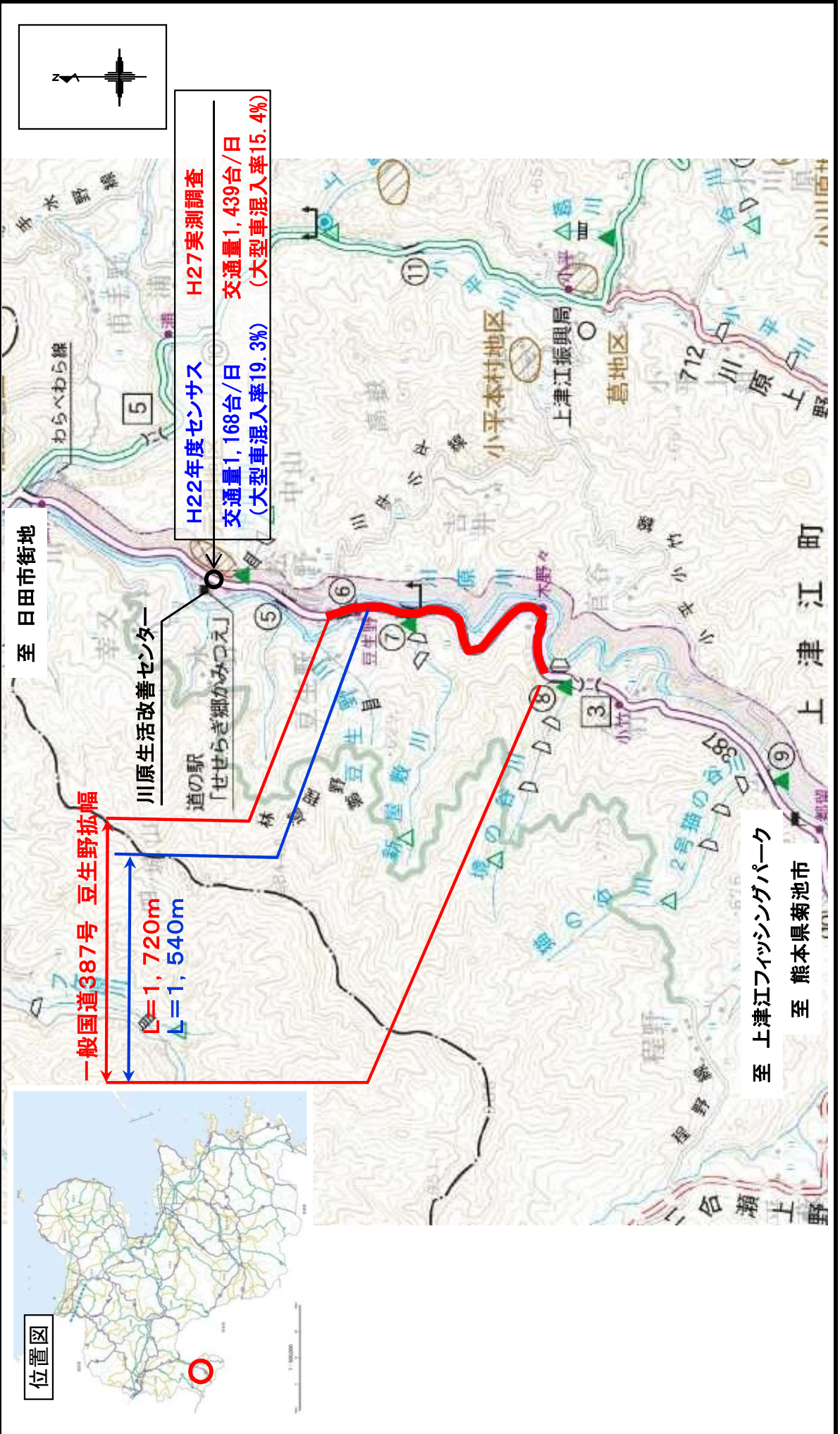
事業名・路線河川港地区名等		道路改築事業		一般国道387号		
所在地・工区名		日田市上津江町川原		(豆生野拡幅)		
事業の目的		現道拡幅により、幅員狭小箇所ならびに線形不良箇所を解消し走行環境の改善を図るとともに、交流機能の強化による観光・林業等地域産業の支援を図る。				
再評価基準		・大幅な計画変更 ・用地取得前				
未着工・未完了の理由		地質調査の結果、支持層が当初の想定より深い位置で確認され、工事費が大幅に増したことから、当初ルートの見直しに時間を要したため。				
事業採択年度		採択年度：平成25年度		着工年度：平成28年度(予定)		
事業実施予定期間		当初：平成25年度～平成30年度		変更：平成25年度～平成35年度		
事業の概要	計画概要	【延長・幅員】 L=1,720m、W=5.5(7.0)m 【構造規格】 第3種第4級 (当初)設計速度V=50km/h (今回)設計速度V=40km/h 【計画交通量】(当初)1,400台/日(H42) 【H27実測交通量】(当初)1,168台/日 (今回)1,500台/日(H42) (今回)1,439台/日 【重要構造物】橋梁 2橋(L=16m、48m)				
		当初計画		第1回変更(H27年)		
	計画期間	H25～H30		H25～H35		
	延長	1,540m		1,720m		
	幅員	5.5(7.0)m		5.5(7.0)m		
	工種	数量	金額(百万円)	数量	金額(百万円)	
	道路工	1,519m	1,069	1,656m	1,311	
	橋梁工	21m	102	64m	578	
	用地補償費	1式	127	1式	111	
	計		1,298		2,000	
	変更内容・理由	事業期間の延伸は、測量・調査・設計業務に時間を要したこと、工事費の増及び川原橋の追加による。延長の増は設計速度を40km/hに変更し、より現道に沿う計画へ見直したため。事業費の変更は以下の理由による。 ・道路工の増は、地質調査結果に伴い基礎地盤改良の追加や補強土壁等の規模を大きくする必要が生じたため。 ・橋梁工の増は、川原橋を変更追加したことによる。 ・用地補償費の減は、ルートの見直しによる。				
	事業費の推移	事業進捗の状況	・平成26年度末の事業進捗率は約7%(事業費ベース)、用地は未取得である。			
		事業年度	年度事業費	累計事業費	工種	進捗率%
		全体(変更)	2,000	単位:百万円		
		H25	65	65	測量設計	3%
		H26	79	144	測量設計	7%
		H27	40	184	測量設計	9%
		H28	110	294	測量設計、用地買収	15%
		H29	260	554	用地買収、道路工	28%
		H30	230	784	道路工	39%
		H31	240	1,024	道路工、橋梁工	51%
		H32	250	1,274	道路工、橋梁工	64%
	H33以降残	726	2,000	道路工、橋梁工	100%	

再評価書

様式2-2

事業環境の変化	道路利用状況の変化 (社会・経済情勢の変化)	<ul style="list-style-type: none"> ・前回評価時から利用者数・利用形態については増加傾向にあり、計画交通量についても最新の交通量推計を用いた結果、増となっている。 ・当初(H24)評価(H22センサス:交通量1,168台/日) 当初計画交通量:1,400台/日 →今回(H27実測):交通量1,439台/日) 変更計画交通量:1,500台/日 ・国道387号は、地域の経済活動や観光交流を支える幹線道路であると同時に上津江町民の生活に不可欠な生活道路であり、本区間は日田管内で唯一の未改良区間である。 ・日田市の基幹産業である林業の木材運搬経路である。 	
	地元情勢の変化	<ul style="list-style-type: none"> ◆地元情勢については下記のとおりであり、前回評価時から変更はない。 ・地元自治体、上津江地区振興協議会等からの強い要望もあり、地元における事業への期待度は高い。 ・毎年開催している地元説明会には数多くの人に参加し、活発な意見交換が行われ早期改良を要望されている。 	
事業の必要性	必要性・緊急性	<ul style="list-style-type: none"> ◆事業の必要性・緊急性については下記のとおりであり、前回評価時から変更はない。 ・当該工区は、木材運搬車等の大型車混入率(約20%)が高いうえに、幅員が狭く急カーブが連続しているため、車両の離合に支障が生じており、円滑な通行が著しく阻害されている。 ・緊急輸送道路・第2次ネットワークに指定されている路線でもあるが、幅員狭小・線形不良となっており安全性・利便性の向上が求められている。 	
	整備効果	<ul style="list-style-type: none"> ・R<60mの線形不良7箇所及び幅員狭小(W=4.5m)の4箇所と川原橋(W=5.4m)をそれぞれ解消。 ・日田市街地と熊本とのアクセス改善による産業、観光等の支援。 ・救急医療・消防アクセスの向上(緊急輸送道路2次ネットワークに指定) 	
事業手法・工法の妥当性	費用便益比(B/C)	事業採択時	今回 再評価時
		1.1	0.8(残事業 0.9)
	費用便益の分析	<ul style="list-style-type: none"> ・前回:総費用C=12.10億円、総便益B=12.97億円⇒B/C=1.07≒1.1 ・今回:総費用C=18.19億円、総便益B=15.17億円⇒B/C=0.83≒0.8 (当初計画区間:総費用C=14.99億円、総便益B=15.42億円⇒B/C=1.03≒1.0) ・総費用の増は、川原橋を追加したこと、地質調査結果に伴い基礎地盤改良の追加や補強土壁等の規模を大きくする必要が生じたことによる。 ・総便益の増は、最新の交通量推計結果を用いたことによる。 	
		<ul style="list-style-type: none"> ・設計速度を見直したが、前回評価と同様に道路構造令を満足する(特例値の採用無し) ・現道拡幅案・バイパス案について、計4案を再度比較し、最も経済的かつ最適なルートを選定。 ・川原橋の架け替えについて、計4案比較し、最も経済的なルート(現橋架替案)を選定。 ・地質調査を実施し、切り土勾配・擁壁構造等を決定している。 	
	コスト縮減	<ul style="list-style-type: none"> ・地質調査結果に基づき詳細設計を行った結果、当初ルートの工事費が増大したため、事業効果が十分に得られる範囲で当初ルートの精査・見直し(設計速度・線形)を行い、最も経済的かつ最適なルートを採用。 ・各種構造物に関して工法比較を行い、最も低廉な工法を採用している。 	
	環境等への配慮	<ul style="list-style-type: none"> ・大分県環境配慮推進要綱に基づき、調査を実施している。 ・当初計画よりも更に現道を活用するルートに見直したことで、より地形変化が小さい計画となっている。 ・発生土は可能な限り現場内流用し、残土は他の公共工事に有効利用するなど自然環境負荷の軽減に努める。 	
事業実施環境	事業の実効性	<ul style="list-style-type: none"> ・上津江地区振興協議会から整備促進の要望が出ており、地域住民は非常に協力的である。 ・毎年開催している地元説明会には数多くの人に参加し、活発な意見交換が行われている。 ・ルートの見直しについて地元説明会を実施しており、関係者からの了解を得ている。 ・必要な法手続(河川法・砂防法等)については、随時実施している。 	
	事業の成立性	<ul style="list-style-type: none"> ・上位計画である、「安心・活力・発展プラン2015」、「おおいた土木未来プラン2015(素案)」、「大分県中長期道路整備計画『おおいたの道構想21』」に基づき、事業実施している。 ・道路法第12条に基づき、道路管理者として、安全かつ円滑な交通を確保できる構造とするべく事業実施している。 ・社会資本整備総合交付金の採択基準に基づき事業を実施している。 	
	事業の特殊性	<ul style="list-style-type: none"> ◆事業の特殊性については下記のとおりであり、前回評価時から変更はない。 ・橋梁工事については、施工時期が非出水期に限定されるが、それ以外の区間は現道拡幅による一般的な工法での施工が可能である。また、現道拡幅のため、買収が完了した箇所から随時工事着手し早期効果発現を目指す。 	
対応方針	対応方針案	・「継続」	
	理由	<ul style="list-style-type: none"> ・地元からの要望も強く、事業実施により線形不良箇所及び幅員狭小区間が解消され、交通安全性の向上、産業・観光活動支援等の効果が得られることから、事業継続としたい。 	

事業箇所位置図



費用便益内訳書

金額単位：千円

事業名 道路改築事業 一般国道387号 豆生野					
総費用(A)	施設名	整備規模	事業費	備考	
投資期間 H25～H85	道路建設費	完成2車線	1,925,000	(残事業 1,740,000)	
	維持管理費	補助国道	567,000	(残事業 567,000)	
				(残事業 2,307,000)	
	合 計			2,492,000	割引前の総費用
	総便益				
	評価項目		便益額	備考	
測定期間 H36～H85	走行時間短縮便益		4,321,000	(残事業 4,321,000)	
	走行経費減少便益		340,000	(残事業 340,000)	
	交通事故減少便益		52,000	(残事業 52,000)	
				(残事業 4,713,000)	
	合 計			4,713,000	割引前の総便益
総費用額(C)	1,819,000	割引率を4%として便益額を現在価値化したものの合計(残事業 1,726,000)			
総便益額(B)	1,517,000	割引率を4%として便益額を現在価値化したものの合計(残事業 1,517,000)			
費用便益 比率(B/C)	$\frac{1,517,000}{1,819,000} = 0.83 \approx 0.8$ $\text{(残事業)} \frac{1,517,000}{1,726,000} = 0.88 \approx 0.9$				

(その他の整備効果)・・・貨幣価値換算して便益額を算出した項目以外

- ・ 日田市と熊本市を結ぶ幹線道路であるが、線形不良、幅員狭小区間の解消により。走行性・安全性が向上するだけでなく、日田の林業、観光等産業活動の支援、緊急輸送時間の短縮等の効果が期待できる。
- ・ 本事業区間が、災害・事故等により通行不能となった場合、63分30.5kmの迂回が必要となる。道路構造の安全性を高めることにより、林業・観光産業への影響もさることながら本事業区間より熊本県側で生活する川原集落72世帯167人の生活への影響を未然に防ぐ効果が期待できる。

道路事業・街路事業 再評価チェックリスト

大項目	中項目	小項目	小項目の細別	前回	今回	状況（前回評価からの変化点及び現状）			
事業の必要性	○必要性・緊急性	整備が必要な主たる理由	現状の課題から事業が必要な主なる理由	■	■	大型車混入率が高いうえ、幅員が狭く線形不良のため車面の円滑な通行及び離合に支障が生じている（変更なし）			
		緊急を要する現状の課題	路線現況	■	■	（前回）平日交通量1,168台/日（H22センサス） （今回）平日交通量1,439台/日（H27実測調査）			
			道路幾何構造	■	■	最小幅員4.5m（変更なし）			
			交通事故発生状況	■	■	交通事故が2件/5年発生（H21～H25）			
			渋滞状況	□	□	（変更なし）			
			通学路の指定状況	■	■	起点部にスクーラバス停があり、改良区間は運行経路に含まれている（変更なし）			
			緊急輸送道路の指定状況	■	■	第2次緊急輸送道路（変更なし）			
			代替路の指定状況	■	■	迂回が必要な場合は、県道天瀬阿蘇線～県道阿蘇公園菊池線を通行し、約30.5kmの迂回が必要（変更なし）			
			関連事業との進捗調整等	■	■	川原橋の整備を本事業区間に変更追加したため、別途関連事業なし			
		事業の成立性	○整備効果		防災対策に係る効果	■	■	緊急輸送道路の整備により防災機能向上（変更なし）	
	交通事故対策に係る効果			■	■	車道幅員の拡幅・線形改良により交通事故対策による効果向上（変更なし）			
	小規模集落対策に係る効果			■	■	路線の整備により、速やかな医療・福祉サービスの提供（変更なし）			
	ネットワーク整備に係る効果			■	■	その他の集落と2次ネットワーク以上の路線を結ぶ県道以上の道路網（変更なし）			
	都市空間整備に係る効果			□	□	—			
	その他の効果			■	■	地域の避難場所である川原生活改善センターへのアクセス向上（変更なし）			
事業の実効性	○費用対効果分析			費用便益分析（B/C）等	B/C算出結果、もしくはB/Cによる評価を行わない場合の理由と評価の考え方	■	■	B/C（前回）1.1（今回）0.8 事業費・交通量の変動による	
				○工法の妥当性	関係法令・技術基準等との適合	関係法令や技術基準等への適合状況	■	■	道路法、河川法、道路構造令、道路橋示方書に適合した工法を採用（変更なし）
					複数案の検討	事業効果及び経済性における複数案の検討状況	■	■	詳細設計成果に基づき当初ルート精査・見直しを行い、最も経済的かつ最適なルートを選定している
				○コスト縮減	コスト縮減に向けた具体的施策	コスト縮減に向けた工種・工法の導入	■	■	設計速度や道路線形を見直し、最も低廉な工法を選定している
		地域材、建設副産物の有効利用	地域材の有効活用、地域内発生建設副産物の使用		■	■	現場発生土は現場内流用および他の公共工事へ流用し、資材は原則再生材を利用（変更なし）		
		○環境等への配慮	自然環境への配慮	周辺の自然環境への影響と負荷軽減対策	■	■	・大分県環境配慮推進要綱に基づき実施している（変更なし） ・地形改変が最も小さい現道拡幅を採用している（変更なし）		
			周辺の住環境への配慮	周辺の住環境の状況と負荷軽減対策	■	■	・低騒音、低振動型の建設機械を使用する（変更なし） ・法面部は極力植生を行い周辺景観との調和を図る（変更なし）		
		事業実施環境	○事業の特殊性	残土処理の状況	残土処理量の低減対策と処理地での環境配慮	■	■	発生土については可能な限り現場内流用し、残土については他の公共工事に有効利用するなど自然環境負荷の軽減に努める（変更なし）	
				文化財の保護	文化財等の調査及び保護	□	□	埋蔵文化財分布調査により、周知道跡は無し（変更なし）	
				地元要望、協力体制	要望書等の提出状況、期成会等の地元組織状況	■	■	上津江地区振興協議会から整備促進の要望が出ており、地域住民も非常に協力的である（変更なし）	
市町村の協力体制	市町村による地元説明会や用地交渉への支援体制			■	■	日田市上津江振興局及び地元関係者でつくる国道387号改良促進協議会が、地元調整を積極的に行っている（変更なし）			
用地取得の難易度	地権者の同意、事業への理解の状況			■	■	地元説明会を実施し、事業に対する地域の同意は概ね得られている（変更なし）			
法令等に基づく調整事項	都市計画決定、環境影響評価法、自然公園法、景観法、文化財保護法等			■	■	・森林法（保安林）については関係機関と調整を行う（変更なし） ・河川法、砂防法については関係機関（国土交通省、大分県）と調整を行う（変更なし）			
上位計画等との関連	都市計画 おおいの道構想2-1 交安法指定道路 地域防災計画			□	□	第2次ネットワーク（日田市～熊本県菊池市を結ぶ）（変更なし）			
事業の根拠法令・採択要件	事業実施に係る根拠法令（条項）			■	■	大規模災害時の緊急輸送路として指定（日田市地域防災計画）（変更なし）			
他事業との関連	事業の採択基準、適合状況 他事業の実施時期、連携による効果、進捗状況等			■	■	道路法第12条に基づき事業を実施（変更なし） 社会資本整備総合交付金交付要綱に規定された事業内容、採択基準の要件に適合（変更なし） 川原橋の整備を本事業区間に変更追加したため、本事業にて一連の走行性の向上を図る			
施工時期、期間の制限 技術的難易度	工事の実施時期・期間への制限 技術面からの事業の実現性			■	■	橋梁下部工の施工時期は、非出水期（11月～4月）となる（変更なし）			

* 評価項目（小項目細別）は対象事業の内容により記述が異なる場合がある。

* 該当あり項目は■、該当なし項目は□で記載。

再評価書

様式2-1

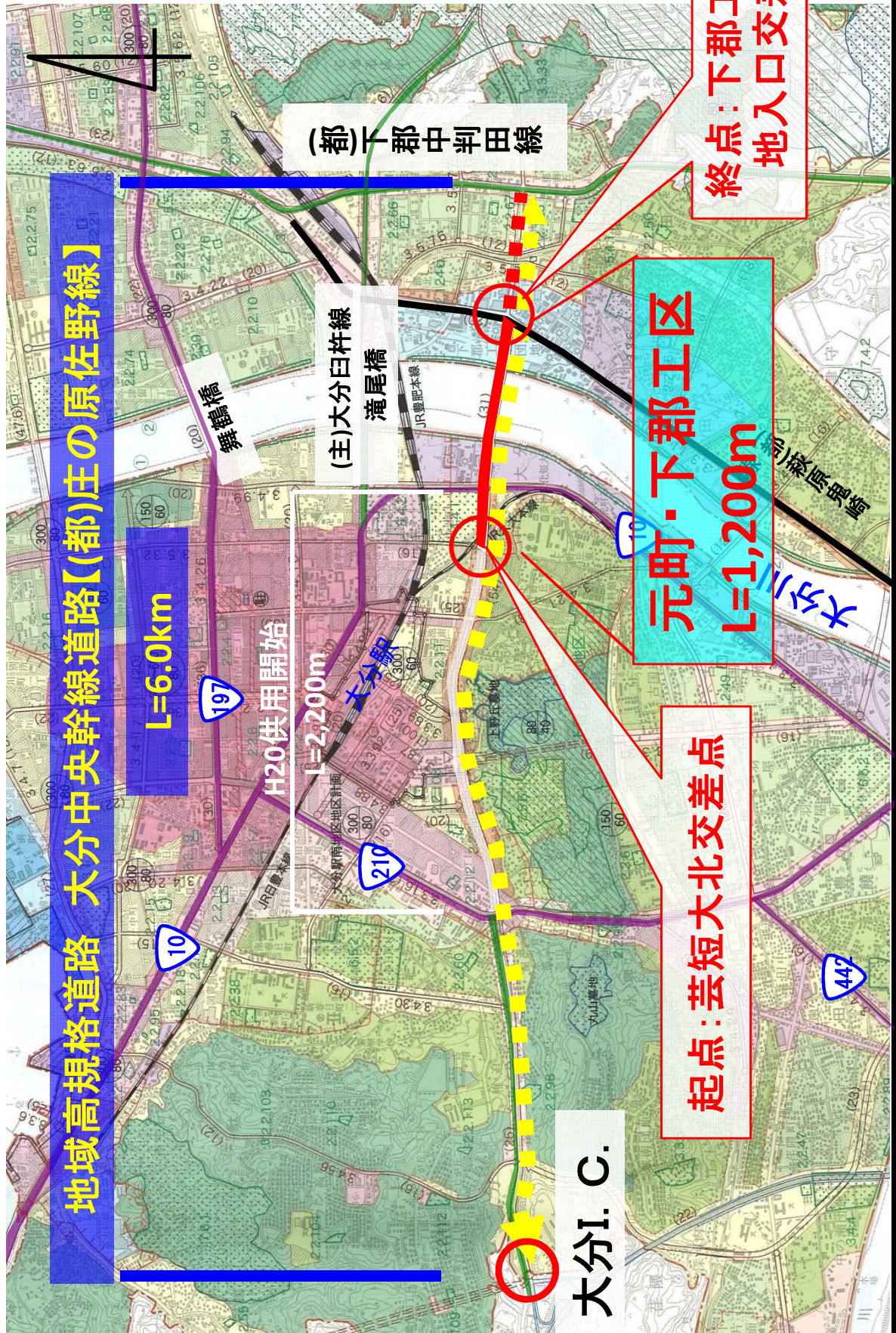
事業名・路線河川港地区名等		都市計画道路事業 庄の原佐野線																																																																											
所在地・工区名		大分市六坊南町～大字下郡 (元町・下郡工区)																																																																											
事業の目的		市街地の再編、基盤施設の整備等を総合的に実現し、利便性の高い都心市街地の形成を目指すとともに、以下の機能を併せ持つ都市計画道路を整備するものである。 ・東九州道や中九州道などの広域幹線道路とネットワークの強化を図ることで、地域連携を促し大分市の拠点性を高める。 ・大分市の中心市街地と東西方向のアクセス向上を図り、東西の都市内交流軸を形成する。 ・大分市中心部を取り囲む幹線道路の交差点や大分川渡河部における慢性的な交通渋滞の緩和。																																																																											
再評価基準		大幅な計画変更																																																																											
未着工・未完了の理由		埋蔵文化財の出土により道路構造の見直しが必要になり完了が1年延期したため。																																																																											
事業採択年度		採択年度: 平成20年度		着工年度: 平成21年度																																																																									
事業実施予定期間		当初: 平成20年度～平成28年度 変更: 平成20年度～平成29年度																																																																											
事業の概要	計画概要	【延長・幅員】 延長L=1,200m 幅員W=31.3～56.0m																																																																											
		【構造規格】 道路区分:第4種第1級 設計速度:V=60km/h 計画交通量:35,500台/日(H47)																																																																											
		【重要構造物】(仮称)大分川橋梁L=349.9m、(仮称)国道10号跨道橋 L=66.0m、(仮称)元町高架橋L=110.0m																																																																											
			当初計画(H24再評価)		第1回変更(H27再評価)																																																																								
		計画期間	H20～H28		H20～H29																																																																								
		工種	数量	金額(百万円)	数量	金額(百万円)																																																																							
		街路改良費	850m	2,154	674m	1,524																																																																							
		橋梁費	一式	4,653	一式	6,246																																																																							
		用地補償費	23,670m ²	5,349	23,971m ²	5,292																																																																							
		測量試験費	一式	815	一式	917																																																																							
		事務費		29		21																																																																							
	計	13,000		14,000																																																																									
変更内容・理由		①元町工区で埋蔵文化財の保護のため、盛土から橋梁へ構造変更【大幅な計画変更】 ②大分川橋梁における設計変更(道路橋示方書改訂によるもの) ・事業費の増については、主に①②の理由によるもの ・事業期間(1年延長)は、①の変更によるもの																																																																											
事業進捗の状況		平成26年度末の事業進捗率は59%(事業費ベース)で、用地補償進捗率は100%となっている。																																																																											
事業費の推移	<table border="1"> <thead> <tr> <th>事業年度</th> <th>年度事業費</th> <th>累計事業費</th> <th>工種</th> <th>進捗率%</th> <th>摘要</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>全体(第1回変更)</td> <td>14,000</td> <td>単位:百万円</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>H20年度まで</td> <td>80</td> <td>80</td> <td>測量、調査、設計</td> <td>0.6%</td> <td></td> </tr> <tr> <td>H21</td> <td>300</td> <td>380</td> <td>測量、調査、設計、用地取得</td> <td>2.7%</td> <td></td> </tr> <tr> <td>H22</td> <td>300</td> <td>680</td> <td>調査、用地取得</td> <td>4.9%</td> <td></td> </tr> <tr> <td>H23</td> <td>500</td> <td>1,180</td> <td>調査、用地取得</td> <td>8.4%</td> <td></td> </tr> <tr> <td>H24</td> <td>2,420</td> <td>3,600</td> <td>調査、設計、用地取得、工事</td> <td>25.7%</td> <td></td> </tr> <tr> <td>H25</td> <td>2,160</td> <td>5,760</td> <td>調査、用地取得、工事</td> <td>41.1%</td> <td></td> </tr> <tr> <td>H26</td> <td>2,560</td> <td>8,320</td> <td>調査、設計、電柱移転、工事</td> <td>59.4%</td> <td></td> </tr> <tr> <td>H27</td> <td>3,700</td> <td>12,020</td> <td>調査、設計、電柱移転、工事</td> <td>85.9%</td> <td></td> </tr> <tr> <td>H28</td> <td>1,120</td> <td>13,140</td> <td>調査、工事</td> <td>93.9%</td> <td></td> </tr> <tr> <td>H29以降残</td> <td>860</td> <td>14,000</td> <td>工事</td> <td>100.0%</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>					事業年度	年度事業費	累計事業費	工種	進捗率%	摘要	全体(第1回変更)	14,000	単位:百万円				H20年度まで	80	80	測量、調査、設計	0.6%		H21	300	380	測量、調査、設計、用地取得	2.7%		H22	300	680	調査、用地取得	4.9%		H23	500	1,180	調査、用地取得	8.4%		H24	2,420	3,600	調査、設計、用地取得、工事	25.7%		H25	2,160	5,760	調査、用地取得、工事	41.1%		H26	2,560	8,320	調査、設計、電柱移転、工事	59.4%		H27	3,700	12,020	調査、設計、電柱移転、工事	85.9%		H28	1,120	13,140	調査、工事	93.9%		H29以降残	860	14,000	工事	100.0%	
	事業年度	年度事業費	累計事業費	工種	進捗率%	摘要																																																																							
	全体(第1回変更)	14,000	単位:百万円																																																																										
	H20年度まで	80	80	測量、調査、設計	0.6%																																																																								
	H21	300	380	測量、調査、設計、用地取得	2.7%																																																																								
	H22	300	680	調査、用地取得	4.9%																																																																								
	H23	500	1,180	調査、用地取得	8.4%																																																																								
	H24	2,420	3,600	調査、設計、用地取得、工事	25.7%																																																																								
	H25	2,160	5,760	調査、用地取得、工事	41.1%																																																																								
	H26	2,560	8,320	調査、設計、電柱移転、工事	59.4%																																																																								
	H27	3,700	12,020	調査、設計、電柱移転、工事	85.9%																																																																								
H28	1,120	13,140	調査、工事	93.9%																																																																									
H29以降残	860	14,000	工事	100.0%																																																																									

再評価書

様式2-2

事業環境の変化	道路状況の変化 (社会・経済情勢の変化)	◆道路状況については下記のとおりであり、当初からの大幅な変更はない。 平成20年度に国道210号の椎入口交差点から国道10号の東元町交差点までの2.2kmが供用されたことで、大分市中心部の通行車両の分散や渋滞緩和に効果を発揮している。 しかしながら、滝尾橋東交差点などでは、いまなお、交通渋滞が頻発している。 滝尾橋交通量 前回評価:H17センサ:交通量 38,581台/日 今回評価:H22センサ:交通量 43,503台/日 H27実測:交通量 52,446台/日			
	地元情勢の変化	<ul style="list-style-type: none"> 事業採択時から、地元や大分市からの要望も強く、事業への理解、協力は得られている。 H27年10月に庄の原佐野線滝尾・明野地区促進期成会から要望書提出あり。(毎年要望有り) 埋蔵文化財調査の結果、重要な遺構が確認され、現地保存のための道路構造の変更を求められている。 			
事業の必要性	必要性・緊急性	<ul style="list-style-type: none"> 東九州道や中九州道などの広域幹線道路とネットワークの強化を図ることで、地域連携を促し大分市の拠点性を高める。 大分市の中心市街地と東西方向のアクセス向上を図り、東西の都市内交流軸を形成する。 大分市中心部を取り囲む幹線道路の交差点や大分川渡河部における慢性的な交通渋滞の緩和。 			
	整備効果	<ul style="list-style-type: none"> 東九州自動車道の米良ICと大分市中心市街地のアクセス性向上につながり、大分県南域や宮崎県等との交流人口の増加に寄与する。 大分市臨海部等に位置する企業群に対して、北部九州方面へアクセスする際の定時性及び迅速性が向上するなど、産業競争力強化に寄与する。 東西方向の幹線道路を延長することで、中心市街地へ流入する交通量が分散され、国道10号や210号などの幹線道路の渋滞緩和に寄与する。 			
事業手法・工法の妥当性	費用便益分析	費用便益比(B/C)	事業採択時	H24 再評価時	今回 再評価時
			3.1	2.5	1.8(残事業:10.3)
	費用便益の分析	前回:総費用C=114.84億円、総便益B=286.31億円⇒B/C=2.49≒2.5 今回:総費用C=140.51億円、総便益B=251.08億円⇒B/C=1.79≒1.8			
	工法の妥当性	◆工法の妥当性については下記のとおりであり、前回評価時から変更はない。 <ul style="list-style-type: none"> 道路法、道路構造令、H24道路橋示方書等に適合した工法を採用。 道路線形、施工性、経済性等の観点から総合的に判断し、都市計画審議会の審議をもって都市計画決定されたルートである。 			
環境等への配慮	コスト縮減	<ul style="list-style-type: none"> 橋梁設計時において比較検討を行っており、経済的な橋種(耐候性鋼材使用)及び下部工を決定している。 			
	環境等への配慮	<ul style="list-style-type: none"> 周知遺跡内(蔭山万寿寺跡)であるため、文化財調査を実施した結果、重要な遺構が確認され保護が必要であったため構造変更等で配慮する。 建設残土について、本工事にて発生する土砂は本工区内にて処理(盛土)を行い、不足土については他工事から工事間流用にて対応予定である。 低騒音、低振動型の建設機械を使用して周辺の住環境の負荷軽減を図る。 			
事業実施環境	事業の実効性	<ul style="list-style-type: none"> 必要な用地は全て取得済み。 都市計画決定 庄の原佐野線 : (当初) S36.12.25 (最終)H22.6.29 河川法 第24条、第26条申請(大分川渡河橋梁) : (許可)H23.12.9 			
	事業の成立性	<ul style="list-style-type: none"> 安心・活力・発展プラン2015【H27.12】 おおいた土木未来プラン2005【H24.3改訂】 大分都市計画区域マスタープラン【H23.3改訂】 大分都市圏総合都市交通計画【H27.9】 大分県中長期道路整備計画『おおいたの道構想21』【H21.12改訂】 			
	事業の特殊性	◆事業の特殊性については下記のとおりであり、前回評価時から変更はない。 <ul style="list-style-type: none"> 大分市騒音防止条例及び振動規制法に該当する工種があるため、届出を行い、周辺住民に対して騒音、振動等の環境に配慮する。 			
対応方針	対応方針案	継続			
	理由	<ul style="list-style-type: none"> 事業実施により、都市内連携軸や東西連携軸の形成、慢性的な交通渋滞の緩和の効果が得られる 用地補償進捗率が100%である 費用便益も1.8となっていることから、投資効果は十分にある 以上のことから、計画変更を行った上で、事業継続としたい。 			

事業箇所位置図



費用便益内訳書

金額単位：千円

事業名 都市計画道路事業 庄の原佐野線 元町・下郡工区				
総費用 (A)	施設名	整備規模	事業費	備考
投資期間 H20～H79	道路建設費	4車線	13,572,000	
	維持管理費		171,000	
		合 計		13,743,000
総便益	評価項目		便益額	備考
測定期間 H30～H79	走行時間短縮便益		44,478,000	
	走行経費減少便益		11,358,000	
	交通事故減少便益		4,713,000	
	合 計		60,549,000	割引前の総便益
総費用額 (C)	14,051,000	割引率を4%として事業費を現在価値化したものの合計		
総便益額 (B)	25,108,000	割引率を4%として便益額を現在価値化したものの合計		
費用便益 比率 (B/C)	25,108,000 / 14,051,000 = 1.79			
(その他の整備効果)…貨幣価値換算して便益額を算出した項目以外				
<ul style="list-style-type: none"> ・交通容量の拡大による特に朝夕通勤ラッシュ時の交通渋滞の解消 ・中心市街地と広域拠点である米良ICのアクセス向上 				

道路事業・街路事業 再評価チェックリスト

大項目	中項目	小項目	小項目の細別	前回	今回	状況（前回評価からの変化点及び現状）		
事業の 必要性	○必要性・緊急性	整備が必要な主たる理由	現状の課題から事業が必要な主な理由	■	■	状況（前回評価からの変化点及び現状） 大分川架橋部等での機能的な交通渋滞の改善（変更なし）		
		緊急を要する現状の課題	道路幾何構造	□	□			
		緊急を要する現状の課題	交通事故発生状況	交通事故発生状況	□		□	
			渋滞状況	渋滞状況	■		■	
			通学路の指定状況	通学路の指定状況	□		□	
			緊急輸送道路の指定状況	緊急輸送道路の指定状況	■		■	
			代替路の指定状況	代替路の指定状況	□		□	
			関連事業との進捗調整等	関連事業との進捗調整等	□		□	
			○整備効果	○整備効果	緊急輸送道路（1次ネットワーク）の整備により防災機能向上（変更なし）		■	■
		事業実施により得られる効果	事業実施により得られる効果	防火対策に係る効果	防火対策に係る効果		□	□
				交通事故対策に係る効果	交通事故対策に係る効果		□	□
				小規模集落対策に係る効果	小規模集落対策に係る効果		□	□
				ネットワーク整備に係る効果	ネットワーク整備に係る効果		■	■
都市空間整備に係る効果	都市空間整備に係る効果			■	■			
その他の効果	その他の効果			□	□			
事業手法の 妥当性	○費用対効果分析 ○工法の妥当性 ○コスト縮減 ○環境等への配慮	費用対効果分析（B/C）等	B/C算出結果、もしくはB/Cによる評価を行わない場合の理由と評価の考え方	■	■	B/C（前回）2.5（今回）1.8 事業費及び計画回交交通量の変動による（交通量：HI7セガバス→H25PT調査） 道路法、道路構造令、H24道路構造示方書等に適合した工法を採用 都市計画決定を基本としたルートとしている 橋梁設計時において比較検討を行っており、経済的な橋種及び下部工を採用している 他工事の建設発生土を盛土材に利用、アスファルト・砕石は再生資材を利用（変更なし） 河川環境調査を実施しており、併せて河川内工事の際は汚濁防止膜等の設置を行っている 低騒音、低振動型の建設機械を使用し、橋梁下部工施工時は振動計を設置し観測を行う（変更なし） 大分市景観計画と適合を図り、周辺景観との調和に配慮する （前回）不足土量70,000m ³ は、市内の他公共工事からの流用 （今回）不足土量43,000m ³ は、市内の他公共工事からの流用 （前回）埋蔵文化財調査を行い、関係機関と協議のうえ文化財の保護を図る （今回）埋蔵文化財調査の結果、重要遺構を確認したため保護可能な道路構造へ変更を行った H27年10月に庄の原佐野縄遺跡・明野柵区促進期成会から要望書提出あり（毎年要望有り） 大分市に事業の地元窓口があり、地元調整を積極的に行っている（変更なし） 用地取得済み ・都市計画決定 庄の原佐野縄：（当初）S36.12.25（最終）H22.6.29 ・河川法 第24条、第20条申請（大分川渡河橋梁）：（許可）H23.12.9（変更なし） 都市計画区域マスタープラン（変更なし）、大分市圏総合都市交通計画【H27.9】に位置づけられた路線 第1次ネットワーク（変更なし） 都市計画法第59条第2項に基づき事業を実施（変更なし） 補助事務提案に規定された事業内容、採択基準の要件に適合（変更なし） ・大分市騒音防止条例及び振動規制法に該当する工種があるため、届出を行い、周辺住民に対して騒音、振動等の環境に配慮する。（変更なし）		
		関係法令・技術基準等との適合	関係法令や技術基準等への適合状況	■	■			
		複数案の検討	事業効果及び経済性における複数案の検討状況	■	■			
		コスト縮減に向けた具体的施策	コスト縮減に向けた工種・工法の導入	■	■			
		地域材、建設副産物の有効利用	地域材の有効活用、地域内発生した建設副産物の使用	■	■			
		自然環境への配慮	周辺の自然環境への影響と負荷軽減対策	■	■			
		周辺環境への配慮	周辺の住環境への配慮	■	■			
		景観への配慮	周辺の景観への配慮	■	■			
		残土処理の状況	残土処理土量の低減対策と処理地での環境配慮	■	■			
		文化財の保護	文化財等の調査及び保護	■	■			
		○事業の実効性	○事業の実効性	地元要望、協働体制	要望書等の提出状況、期成会等の地元組織状況		■	■
				市町村の協働体制	市町村による地元説明会や用地交渉への支援体制		■	■
				用地取得の難易度	地権者の同意、事業への理解の状況		□	□
法令等に基づく調整事項	法令等に基づく調整事項			■	■			
上位計画等との関連	都市計画 おおいたの道構想21 交安法指定道路 地域防災計画			■	■			
事業の根拠法令・採択要件	事業実施に係る根拠法令（条項） 事業の採択基準、適合状況			■	■			
○事業の特殊性	○事業の特殊性	他事業との関連	他事業の実地状況、連携による効果、進捗状況等	□	□			
		施工時期、期間の制限	工事の実地時期・期間への制限	■	■			
		技術的難易度	技術面からの事業の実現性	□	□			

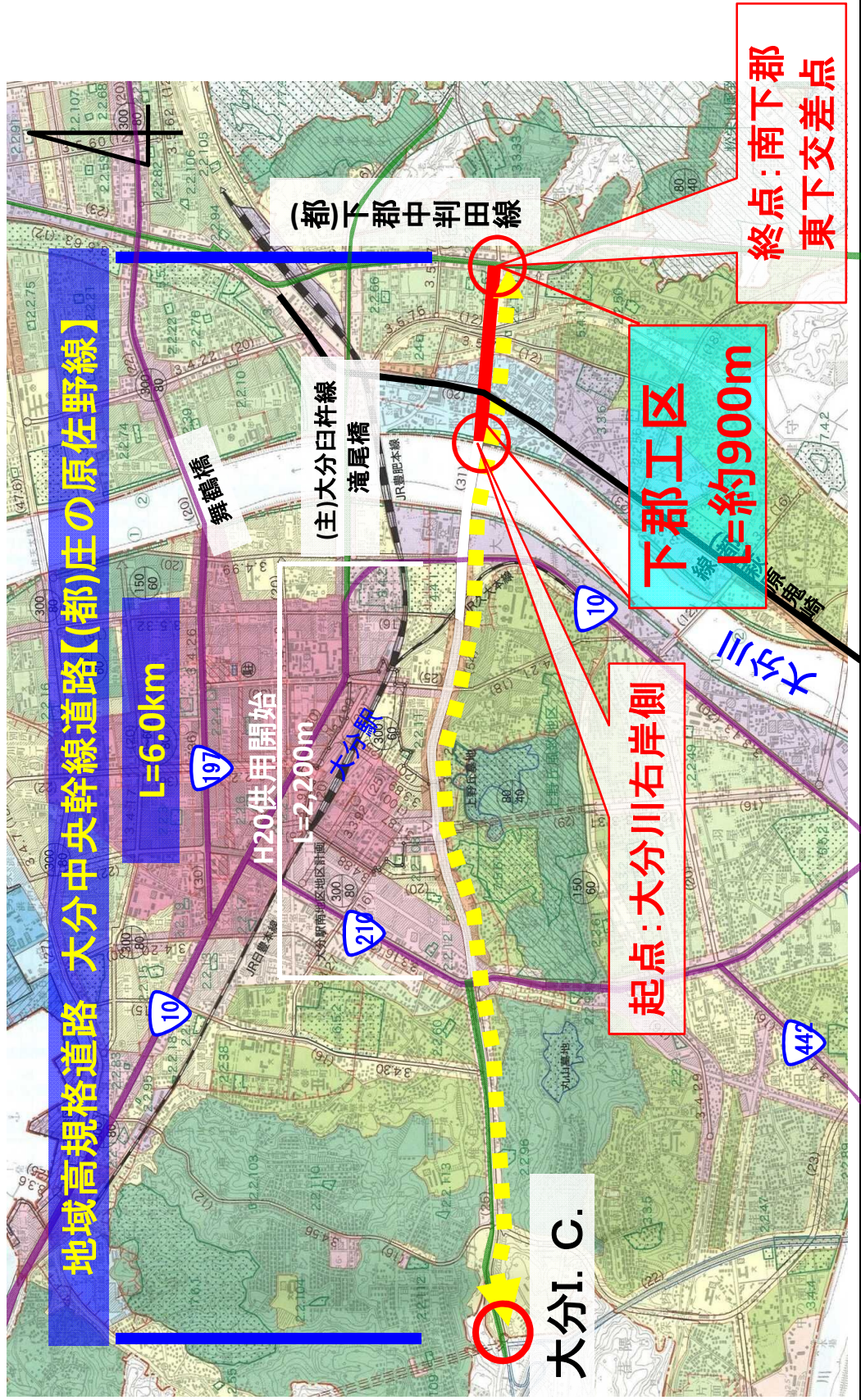
* 評価項目（小項目細別）は対象事業の内容により記述が異なる場合がある。
* 該当あり項目は■、該当なし項目は□で記載。

事前評価書

年度	27
整理番号	
事業主体	大分県

事業名・路線名等	都市計画道路事業 庄の原佐野線	
所在地	大分市大字下郡～大分市下郡南（下郡工区）	
事業概要	事業の目的	市街地の再編、基盤施設の整備等を総合的に実現し、利便性の高い都心市街地の形成を目指すとともに、以下の機能を併せ持つ都市計画道路を整備するものである。 ・東九州道や中九州道などの広域幹線道路とネットワークの強化を図ることで、地域連携を促し大分市の拠点性を高める。 ・大分市の中心市街地と東西方向のアクセス向上を図り、東西の都市内交流軸を形成する。 ・大分市中心部を取り囲む幹線道路の交差点の慢性的な交通渋滞の緩和。
	事業内容	【計画延長・幅員】 L=約900m(BP)、W=16.5～27.5m 【構造規格】 第4種第1級 設計速度 V=60km/h 【計画交通量】 32,800台/日 (H47) 【重要構造物】 橋梁 1橋(全線高架道路) 【現況交通量(市道)】 16,932台/日 (H27調査)
	事業費	C=18,000百万円
事業の実施計画	完成予定年	着手から10年(平成38年度)
	事業段階毎の実施計画	1年目 道路詳細設計、測量、用地測量、調査、JR協議 2年目 道路詳細設計、測量、用地測量、調査、JR協議、用地買収 3年目 用地買収、文化財調査 4年目 用地買収、文化財調査 5年目 用地買収、文化財調査 6年目 用地買収、文化財調査、橋梁下部工、JR委託工事、改良工事 7年目 用地買収、文化財調査、橋梁下部工、JR委託工事、改良工事 8年目 橋梁下・上部工、JR委託工事、改良工事 9年目 橋梁上部工、改良工事 10年目 橋梁上部工、改良工事 完成
事業の必要性	必要性・緊急性	・並行路線の県道大分臼杵線等で交通容量不足による慢性的な交通渋滞が発生(加納西交差点においてピーク時に渋滞長1,080mが発生【交通集中及び先詰まりを起因とする交通混雑が発生】) ・現道(市道)は緊急輸送道路に指定されているものの、JR豊肥本線との交差点がアンダーパスとなっており、大分市の洪水ハザードマップにおいて道路冠水危険箇所指定され防災上の弱点となっている
	整備効果	・並行路線の県道大分臼杵線等の慢性的な交通渋滞の緩和 ・米良ICと大分市中心市街地のアクセス性向上につながり、県南域や宮崎県等との交流人口増加に寄与 ・大分市臨海部等に位置する企業群に対して、北部九州方面へアクセスする際の定時性及び迅速性が向上するなど、産業競争力強化に寄与 ・東西方向の幹線道路を延長することで、中心市街地へ流入する交通量が分散され、国道10号や210号などの幹線道路の渋滞緩和に寄与 ・中心市街地から広域防災拠点(大分スポーツ公園)へのアクセス性の向上に寄与
事業手法・工法の妥当性	費用対効果分析	・費用便益分析比(千円) $B/C = 14,124,000 / 12,709,000 = 1.11$
	工法の妥当性	・道路法、道路構造令、H24道路橋示方書等に適合した工法を採用 ・将来交通量推計、防災面、道路線形、経済性等の観点から総合的に判断し、決定したルートである
	コスト削減	・橋梁設計時に比較検討を行い、経済的な橋種及び下部工を採用する ・現場発生土を本工程の盛土材や他工事へ流用 ・アスファルト・砕石は再生資材を利用
	環境等への配慮	・高架道路を採用することで、地形改変による影響が小さい計画としている ・ルート選定において日照も考慮(高架道路を現道の南側へ配置) ・通学路の安全対策を実施する ・現道交通に配慮した施工計画を検討する ・低騒音、低振動型の建設機械を使用して周辺の住環境に配慮する ・沿線には住宅街が存在するため、遮音壁等による騒音低減対策を検討する ・大分市景観計画と適合を図り、周辺景観との調和に配慮する ・周知遺跡内(下郡遺跡群)であるため、関係機関と協議を行い、文化財の保護を図る ・本工事にて発生する土砂は本工程区内にて処理(盛土)を行い、建設残土については他工事へ流用を行う
事業実施環境	事業の実効性	・地元要望: H27年10月に庄の原佐野線滝尾・明野地区促進期成会から要望書提出あり ・市町村の協力: 都市計画事業のため大分市の負担金があるが、負担への了承を得ている。 ・用地取得の難易度: 既成市街地を通過する路線となるため難易度は高いと思われるが、地元自治会代表者により組織される庄の原佐野線滝尾・明野地区促進期成会より事業への理解を得ている。 ・法令等: 都市計画決定の変更を平成28年度実施予定。
	事業の成立性	・安心・活力・発展プラン2015【H27.12】 ・おおいた土木未来プラン2015【H24.3改訂】 ・大分都市計画区域マスタープラン【H23.3改訂】 ・大分都市圏総合都市交通計画【H27.9】 ・大分県中長期道路計画『おおいたの道構想21』【H21.12改訂】 ・国からの事業認可を受け県が事業を実施(都市計画法第59条第2項) ・庄の原佐野線(元町・下郡工区)の事業を実施中であり、早期に本工程区を完成させることで一体の効果が見込まれる
	事業の特殊性	・大分市騒音防止条例及び振動規制法に該当する工種があるため、届出を行い、周辺住民に対して騒音、振動等の環境に配慮する ・本線とJR豊肥本線交差点の工事はJR委託工事となるため、事業進捗に影響の無いよう双方で密に協議を実施する
対応方針	・以上のとおり事業の必要性が認められることから、本事業を実施したい。	

事業箇所位置図



費用便益内訳書

金額単位：千円

事業名 都市計画道路事業 庄の原佐野線 下郡工区				
総費用 (A)	施設名	整備規模	事業費	備考
投資期間 H29～H88	道路建設費	4車線	17,168,000	
	維持管理費		138,000	
		合 計		17,306,000
総便益	評価項目		便益額	備考
測定期間 H39～H88	走行時間短縮便益		358,950	
	走行経費減少便益		85,640	
	交通事故減少便益		36,440	
	合 計		481,030	割引前の総便益
総費用額 (C)	12,709,000	割引率を4%として事業費を現在価値化したものの合計		
総便益額 (B)	14,124,000	割引率を4%として便益額を現在価値化したものの合計		
費用便益 比率 (B/C)	14,124,000 / 12,709,000 = 1.11			
(その他の整備効果)…貨幣価値換算して便益額を算出した項目以外				
<ul style="list-style-type: none"> ・交通容量の拡大による特に朝夕通勤ラッシュ時の交通渋滞の解消 ・中心市街地と広域拠点である米良ICのアクセス向上 ・生活道路と通過交通の分離による歩行者自転車の安全性確保 				

道路事業・街路事業 事前評価子チェックリスト

大項目	中項目	小項目	小項目の細別	該当及び通否 必須	優先	小項目の具体的な内容
事業の 必要性	○必要性・緊急性	整備が必要な主たる理由 緊急を要する現状の課題	現状の課題から事業が必要な主たる理由 路線現況	○	○	並行路線の県道大分日柱線等の交通容量不足による交通渋滞の解消 現況交通量(市道) 16,932台/日 (H27調査)
			道路幾何構造	○	○	現況道路幅員(市道) W=8.5m(片側1車線、J Rアンダーパス)
			交通事故発生状況	○	○	加納西交差点においてピーク時に渋滞長さ1,080mが発生(交通集中及び先詰まりを起因とする交通渋滞が発生)
			渋滞状況	○	○	現道(市道)が緊急輸送道路に指定されているが、R量肥本線との交差点がアンダーパスとなっており、浸水被害等の際に防上上の頭点となっている
			緊急輸送道路の指定状況	○	○	迂回が必要な場合は、県道大分日柱線を通行し、2.1km、9分の迂回が必要
			代替路の指定状況	○	○	庄の原佐野線元町・下郡工区供用後の交通集中が予想されるため、早急な事業化が必要
			関連事業との進捗調整等	○	○	緊急輸送道路(1次ネットワーク)の整備により防災機能向上
			○整備効果	○	○	生活道路と通過交通の分離により通学路の安全確保
			○費用対効果分析	○	○	米良1区と中心市街地のアクセス性向上につながり、県南域や宮崎県等との交流人口増加に寄与 ・大分市臨海部等に位置する企業群に対して、北部九州方面へアクセスする際の定時性及び迅速性が向上す るなど、産業競争力強化に寄与 ・東西方向の幹線道路を延長することで、都心部へ流入する交通量が分散され、国道10号や210号などの幹 線道路の渋滞緩和に寄与する。
			○工法の妥当性	○	○	新たな東西の都市内交通軸であるため、並行路線の県道大分日柱線等の渋滞緩和 津波浸水想定範囲・洪水浸水想定区域を高架で通過する路線であるため、防災面で特に重要な幹線道路である B/C=1.11
事業手法 ・工法の 妥当性	○環境等への配慮	費用便益分析(B/C)等	○	○	道路法、道路構造令、H24道路標示方書等に適合した工法を採用	
		関係法令・技術基準等との適合	○	○	将来交通量推計、防災面、道路線形、経済性等の観点から総合的に判断し、決定したルートである	
		複数案の検討	○	○	構築設計時に比較検討を行い、経済的な構種及び下部工を採用する	
		コスト削減に向けた具体的施策	○	○	現場発生工を本工区の盛土工材や他工区へ流用、アスファルト・砕石は再生資材を利用	
		地域材、建設副産物の有効利用	○	○	高野道路を採用することで、地形改善による影響が小さい計画としている	
		自然環境への配慮	○	○	・ルート選定において日照も考慮(高架道路を現道の南側へ配置) ・通学路の安全対策を実施する	
		周辺の住環境への配慮	○	○	・現道交通に配慮した施工計画を検討する ・低騒音、低騒音型の建設機械を使用し周辺の住環境に配慮する ・沿線には住宅街が存在するため、通音壁等による騒音低減対策を検討する	
		景観への配慮	○	○	大分市景観計画と適合を図り、周辺景観との調和に配慮する	
		残土処理の状況	○	○	発生土量5,000m ³ は、市内の他公共工事の盛土工材に流用	
		文化財の保護	○	○	周知遺跡内(下郡遺跡群)であるため、関係機関と協議を行い、文化財の保護を図る	
事業の実効性	○事業の妥当性	地元要望、協働体制	○	○	H27年10月に庄の原佐野線南端・明野地区促進期成会から要望書提出あり	
		市町村の協働体制	○	○	大分市に事業窓口があり、また、都市計画事業のため大分市負担金もあるが負担への了承を得ている	
		用地取得の難易度	○	○	地元自治会代表者により組織される庄の原佐野線南端・明野地区促進期成会より事業への理解を得ている	
		法令等に基づく調整事項	○	○	都市計画決定変更(H28年度)、大分県環境配慮推進要綱(第2期)、大分市景観計画に係る調整事項有	
		上位計画等との関連	○	○	都市計画画区域マスタープラン【H23.3改訂】、大分都市圏総合都市交通計画【H27.9】に位置づけられた路線 おおいたの道構想2-1に位置づけられた路線【H21.12改訂】	
		事業の根拠法令・採択要件	○	○	都市計画法第59条第2項に基づき事業を実施 補助事務規程に規定された事業内容、採択基準の要件に適合	
		他事業との関連	○	○	庄の原佐野線元町・下郡工区を事業実施中であり、早期に本工区を完成させることで一体的効果が見込まれる	
		施工時期、期間の制限	○	○	大分市騒音防止条例及び振動規制法に該当する工種があるため、届出を行い、周辺住民に対して騒音、振動 等の環境に配慮する	
		技術的難易度	○	○	本線とJ R量肥本線交差点の工事はJ R委託工事となるため、事業進捗に影響の無いよう双方で密に協議を実施する	

* 評価項目(小項目の細別)は対象事業の内容により記述が異なる場合がある。

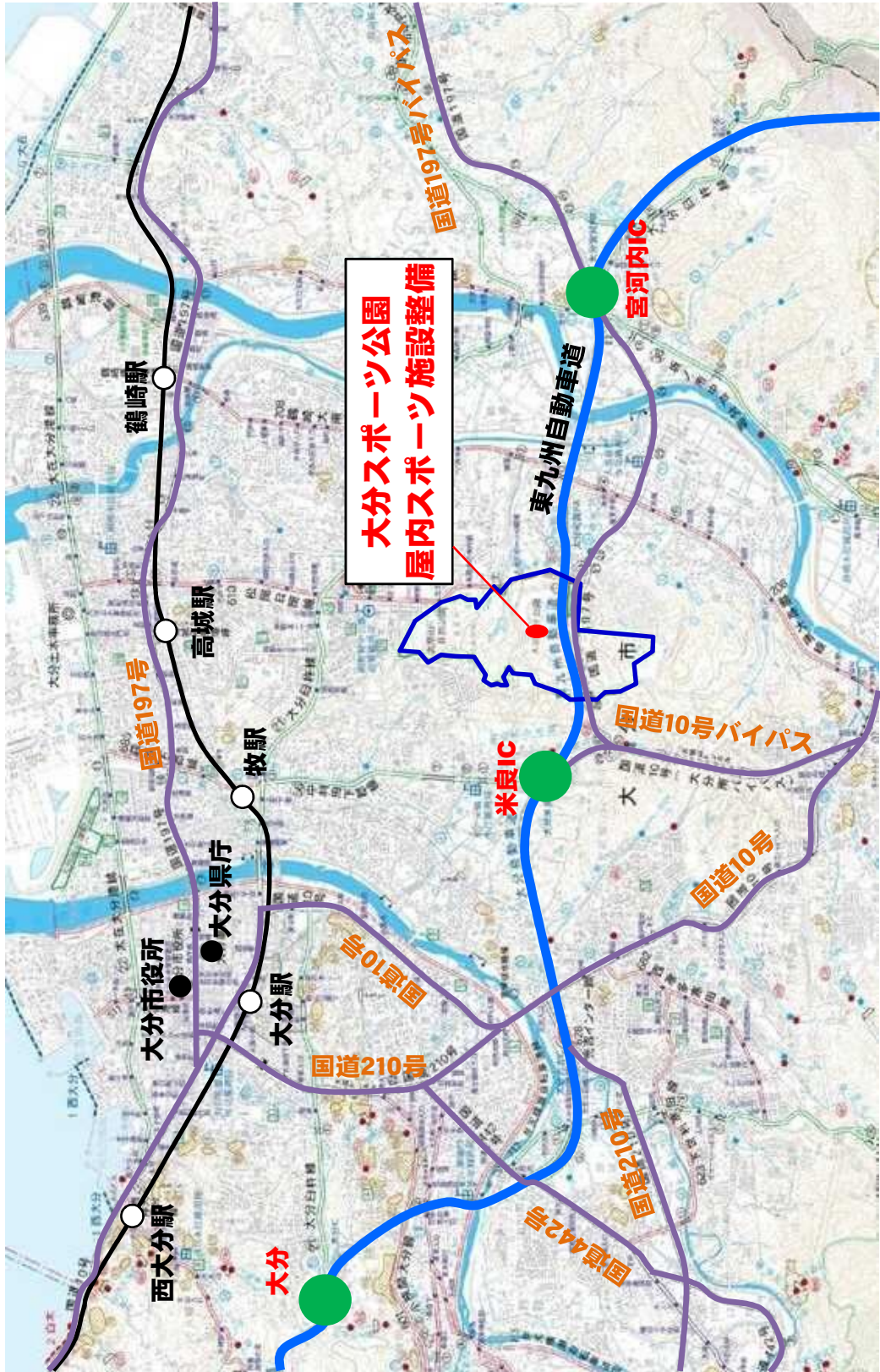
* 「該当及び通否」の欄で該当して適であれば「○」、該当するが不適であれば「×」、該当しなければ「-」を記入する。

事前評価書

年度	27
整理番号	
事業主体	大分県

事業名・路線名等	都市公園事業 大分スポーツ公園
所在地	大分市大字横尾
事業概要	事業の目的 本事業は、平成31年9月に大分スポーツ公園で開催されるラグビーワールドカップを見据えるとともに、平成32年の東京オリンピック・パラリンピックの事前キャンプ誘致を含め、県民に愛され、県民が誇れる武道競技、屋内スポーツの推進拠点としてふさわしい施設として以下の基本理念のもとに整備を行うものである。 1. 大規模大会も開催可能な武道をはじめとする屋内スポーツの拠点 2. 県民の誰もが気軽に利用できる施設 3. トップリーグ公式戦や各国代表の合宿開催によるスポーツ観光の拠点 4. 大規模災害に備えた広域防災拠点の中核施設
	事業内容 屋内スポーツ施設概要 延べ床面積 14,000㎡程度 アリーナ 面積:3,240㎡程度(柔・剣道 8面、バスケットボール 4面、バレーボール 5面 利用可能) 観客席(固定) 2,000席程度、武道場第一・第二・第三(各2面 計6面)、トレーニング室
	事業費 屋内スポーツ施設建設費 C=6,500百万円
事業の実施計画	完成予定年 着手から4年(平成31年度)
	事業段階毎の実施計画 H28年度:1年目 屋内スポーツ施設工事契約 (H28年度末) H29年度:2年目 屋内スポーツ施設工事着手 (建設工期 25ヶ月) H30年度:3年目 屋内スポーツ施設工事 H31年度:4年目 屋内スポーツ施設工事、建築外構工事
事業の必要性	必要性・緊急性 ・既存の県立総合体育館は、土日祝日の大会利用率は、96.6%と飽和状態 ・競技の施設基準の改定や観客席の不足により、九州大会以上の大規模大会の誘致が困難(土日祝日の大会利用のうち、九州大会以上の大規模大会開催率:県立体育館 12%、べっぴアリーナ 43.6%)となっており、県立総合体育館は中核施設としての機能が低下 ・ラグビーワールドカップ2019における大会運営に必要な屋内施設が不足 ・大分銀行ドームは、広域防災拠点におけるSCU(広域搬送拠点臨時医療施設)として位置付けられているが、効率的な活動のための広いスペースの確保が課題
	整備効果 ・武道をはじめとする大規模大会を開催でき、武道競技の推進拠点として活用可能 ・多くの県民が集い交流できる場の創出や、トレーニングルームをはじめ誰もが気軽に利用でき、健康増進に寄与する場を提供可能 ・ラグビーワールドカップ2019での大会運営施設や東京オリンピック・パラリンピックの事前キャンプ誘致での活用が可能となるなどスポーツツーリズムに活用可能 ・県民の命を守る広域防災拠点の機能強化が図れる
事業手法・工法の妥当性	費用対効果分析 屋内スポーツ施設単体での費用対効果算出は出来ない (参考:屋内スポーツ施設を含めた大分スポーツ公園の費用便益分析比(B/C) 1.43)
	工法の妥当性 ・建設場所は複数の候補から実現可能な箇所を選定 ・用地買収や大規模な敷地造成の必要がないため、早期に事業着手可能な箇所である。 ・大分市中心部から近く、米良ICに隣接していることから、県内外からの交通アクセスは良好 ・既設公園内での事業であるため、大規模造成の必要がなく、環境への影響は少ない。
	コスト縮減 ・大分スポーツ公園に整備することにより、用地買収や敷地造成等が不要 ・自然採光、自然通風を取り入れ、照明費、空調費を低減する。 ・設備機器等の更新が容易な計画とする。 ・武道場の大屋根の架構は汎用木材を用いた一般的な工法とする。
	環境等への配慮 ・屋内スポーツ施設のデザインは、大分銀行ドーム、周辺緑地と調和したデザインを採用 ・整備箇所は造成済みであることから、木の伐採や大規模な土工工事を行わないため、環境への影響は少ない。
事業実施環境	事業の実効性 ・大分県武道協議会から新たな県立武道館建設について、26万人を超える署名が県に提出 ・大分市は整備費用を負担するなど協力的
	事業の成立性 ・大分スポーツ公園基本計画において位置付けられた箇所での整備であり、用地買収や大規模造成の必要はなく、早期の事業着手が可能
	事業の特殊性 ・南海トラフ巨大地震時等の有事の際の防災活動機能強化につながることから、早期の整備が必要。 ・ラグビーワールドカップ2019での大会関連施設として利用を予定している。
対応方針	以上のとおり事業の必要性が認められることから、本事業を実施したい。

事業箇所位置図



事業箇所平面図

航空写真



屋内スポーツ施設整備箇所



屋内スポーツ施設
整備箇所

屋内スポーツ施設 完成イメージ



(参考) 費用便益内訳書

金額単位：千円

事業名		都市公園事業 スポーツ公園		
総費用 (A)	施設名	整備規模	事業費	備考
	公園整備費	面積 193ha	68,129,000	H 6~H31
	維持管理費		42,483,000	H13~H80
		合 計		110,612,000
総便益	評価項目		便益額	備考
	直接便益	(旅行便益法)	266,070,000	
	間接便益	(環境)	41,689,000	生態系の保存、Co2吸収、森林保全、景観
	間接便益	(防災)	32,514,000	災害対策施設、延焼防止、防災活動拠点
		合 計		340,273,000
総費用額 (C)	148,052,000	割引率を4%として事業費を現在価値化したものの合計		
総便益額 (B)	211,905,000	割引率を4%として便益額を現在価値化したものの合計		
費用便益比率 (B/C)	211,905,000 / 148,052,000 = 1.43			
(その他の整備効果)…貨幣価値換算して便益額を算出した項目以外 ラグビーワールドカップ2019(H31. 9)開催時に大会運営施設として利用可能 ラグビーワールドカップ2019開催による県内への経済効果 九州大会以上の大規模大会の開催による県内への経済効果				

都市公園事業 事前評価チェックリスト

大項目	中項目	小項目	小項目の細別	該当及び適否 必須 優先	小項目の具体的な内容		
事業の 必要性	〇必要性・緊急性	整備が必要となる理由 緊急を要する現状の課題	現状の課題から事業が必要な主な理由	〇	県内の屋内スポーツ施設不足の解消やラグビーワールドカップ2019における大会関連施設としての活用、広域防災拠点の機能強化としての活用を目的に整備するもの。		
			災害応急対策施設の設置	〇	隣接する大分銀行ドームは、大分県広域防災拠点基本計画においてSCU(広域輸送拠点臨時医療施設)、現地調整所等の防災活動拠点として位置付けられているが、効果的な活動のための広いスペースの確保が課題となっているため、屋内スポーツ施設に課題解消となる防災機能を付与する。		
			少子高齢化への対応・バリアフリーの実施	〇	キッズルーームの整備やユニバーサルデザインの採用など、誰もが分かりやすく使いやすい快適な施設整備を行う。		
			身近なみどりの整備	—	該当しない。		
			当該事業を早急に実施しなければ、他事業の進捗等に著しい影響が生じる	〇	H31.9に開催されるラグビーW杯で大会関連施設として活用が計画されているため、早期の整備が必要。 また、南海トラフ巨大地震に備え広域防災拠点として早期の整備が必要。		
			みどりの整備	〇	屋内スポーツ施設の周辺に芝生広場を整備する。		
			災害時避難地の整備	—	大分スポーツ公園は、県の広域防災拠点として有事の際の活動拠点となる施設であり避難地ではない。 隣接する情報科学高校が避難地となる。		
			事業実施により得られる効果	〇	屋内スポーツ施設の整備内容は、ユニバーサルデザインに基づき設計を行う。		
			事業手法・工法の 妥当性	費用便益分析(B/C)等 関係法令・技術基準等との適合	費用便益分析(B/C) 関係法令や技術基準等への適合状況	〇	屋内スポーツ施設単体での費用対効果は算出できない(屋内スポーツ施設を含めた大分スポーツ公園の費用対分析 B/C1.43)
			〇工法の妥当性	複数案の検討	候補地の妥当性 施設内容の妥当性	〇	既に造成が完了している箇所であるため大規模な造成の必要がなく、自然環境への影響が少なく、自然環境への影響は少ない。市の中心部から車で30分程度の箇所にあり、また高速度道路のICに隣接していることから県内外からの交通アクセスは良好。広域防災拠点として指定されている大分スポーツ公園内にあることから、防災機能の向上に繋がる。
〇コスト削減	コスト削減に向けた具体的施策	民間活用の導入	管理費用の削減	〇	外部有識者による各議により施設内容を決定		
		地域材、建設副産物の有効活用	地域材の有効活用、地域内発生した建設副産物の使用等	〇	事業地は既設公園内であり、用地買収の必要なし。		
		自然環境への配慮	周辺への配慮	〇	指定管理者による施設運営を検討する。		
		周辺への配慮	景観への配慮	〇	自然採光、自然通風を取り入れ、照明費、空調費の低減を図る。また設備機器の更新が容易な計画とする。		
		環境等への配慮	周辺への配慮	〇	屋根架橋に果産木材を用いる予定。		
		〇環境等への配慮	周辺への配慮	〇	大分スポーツ公園基本計画において、屋内スポーツ施設の整備計画箇所であり、造成が完了した箇所であるため環境への影響は少ない。また、大分スポーツ公園では、100haの緑地面積を確保している。		
		〇環境等への配慮	周辺への配慮	〇	屋内スポーツ施設を整備するもので、大規模な緑地の整備を行わないが、大分スポーツ公園で100haの緑地面積を確保している。		
		〇環境等への配慮	周辺への配慮	〇	大分銀行ドーム及び周辺の公園緑地と調和する施設デザインとしている。		
		〇環境等への配慮	周辺への配慮	〇	既に大規模造成が完了している箇所であるため、大規模な残土の発生はない。		
		〇環境等への配慮	周辺への配慮	〇	周知通達外であり、また、大分スポーツ公園整備時に当該箇所を整備済み		
〇事業の実効性	〇事業の実効性	地元要望、協力体制	地元要望、協力体制	〇	大分県武道競技会から新たな県立屋内武道館建設について、26万人を超える署名が県に提出		
		市町村の協力体制	市町村の協力体制・要望	〇	大分市は整備費用を負担するなど協力的		
		用地取得の難易度	用地取得の見通し	—	用地取得済み		
		法令等に基づく調整事項	法令等に基づく調整事項	—	特になし。		
		上位計画等との関連	都市計画法に基づく区域指定	—	都市計画公園内の事業であり、新たな区域指定無し		
		〇事業の実効性	上位計画等との関連	緑の基本計画等	—	緑の基本計画等の位置付けはないが、大分スポーツ公園基本計画における屋内スポーツ施設整備箇所である。	
		〇事業の実効性	上位計画等との関連	地域防災計画等への位置づけ	〇	大分スポーツ公園は大分県地域防災計画において、広域防災拠点として位置付けられており、今後、屋内スポーツ施設の整備内容を踏まえ、防災関連計画の見直しを検討する。	
		〇事業の実効性	事業の根拠法令・採択要件	事業実施に係る根拠法令(各項) 事業の採択要件を満たす	〇	建築基準法第18条第2項(建築確認申請) 国土交通省都市公園事業新規事業採択要件を満たす	
		〇事業の実効性	他事業との関連	他事業の実施状況、連携による効果、進捗状況等	〇	・ラグビーW杯で大会関連施設として活用が計画されているため、ラグビーワールドカップ組織委員会との調整や連携が必要 ・広域防災拠点整備事業との連携を図ることにより、防災拠点機能の早期発現が可能となる。	
		〇事業の実効性	施工時期・期間の制限 技術的難易度	施工時期・期間の制限 技術面からの事業の実現性	〇	ラグビーワールドカップ2019(H31.9)までには完成させる必要あり。 プロポーザル方式により、ラグビーW杯までに実現可能な案を採用	

* 評価項目(小項目の細別)は対象事業の内容により記述が異なる場合がある。
 * 「該当及び適否」の欄で該当して適であれば「〇」、該当するが不適であれば「×」、該当しなければ「—」を記入する。
 * 「該当及び適否」の欄の「必須」の欄が「〇」でなければ採択は不可とする。

大分県事業評価監視委員会傍聴要領

(趣旨)

第1条 この要領は、大分県事業評価監視委員会設置要綱第4条第4項の規定に基づき、大分県事業評価監視委員会（以下「委員会」という。）の傍聴に関し必要な事項を定めるものとする。

(委員会の開催の周知)

第2条 委員会の開催は公開とし、所定の方法により周知するものとする。周知後に公表内容の変更が生じた場合も同様とする。

2 周知の内容は、委員会の名称、開催日時、場所、議題、傍聴の可否、傍聴人の定員、傍聴手続き、問い合わせ先、その他必要な事項とする。

(傍聴人)

第3条 傍聴人とは、委員長の許可を得て、委員会を傍聴する者をいう。ただし、次の各号のいずれかに該当する者は除く。

- 一 他人に危害を加え、又は迷惑を及ぼすおそれのある物品を携帯している者
- 二 酒気等を帯びていると認められる者
- 三 その他議事を妨害することを疑うに足りる顕著な事情が認められる者

(一般傍聴席の傍聴人の定員)

第4条 一般傍聴席の傍聴人の定員は20人以内とし、議場の大きさによりあらかじめ決定する。ただし、委員長が特別の事情があると認める場合は、委員長は別に定員を決めることができる。

(一般傍聴の受付)

第5条 一般傍聴を希望する者は、委員会当日の会場受付にて先着順で一般傍聴受付簿に氏名、住所を記入する。受付を終了した者は一般傍聴券、資料、傍聴要領の交付を受け、入場することができる。なお、一般傍聴の受付は受付時間内であっても傍聴希望者が定員となり次第終了する。

(一般傍聴券の携帯及び提示)

第6条 一般傍聴者は、一般傍聴券の交付を受け、これを携帯し、事務局員から要求があったときは、これを提示しなければならない。

(一般傍聴券の通用期限)

第7条 一般傍聴券は、交付当日限り通用する。

(一般傍聴人の会議室における遵守事項)

第8条 一般傍聴人は、次の事項を守らなければならない。

- 一 委員長及び事務局員の指示に従うこと。
- 二 静粛にし、拍手その他の方法により賛成、反対の意向を表明しないこと。
- 三 飲食又は喫煙をしないこと。
- 四 みだりに席を離れないこと。
- 五 はち巻、腕章、たすき、ゼッケン、ヘルメットの類を着用したり、張り紙、旗、垂れ幕の類を掲げる等示威的行為をしないこと。
- 六 携帯電話、PHS、ポケットベル等これらの類について会場内での使用は禁止とし、受信音等についても鳴らないようにすること。
- 七 写真撮影、録画、録音等を許可なく行わないこと。
- 八 その他会場の秩序を乱し、又は会議の支障となる行為をしないこと。

(報道関係者の会議室における遵守事項)

第9条 報道関係者は、節度ある取材を行うとともに、委員長及び事務局員の指示に従うこと。

(委員会の一時非公開)

第10条 会議の内容が、大分県情報公開条例（大分県条例平成12年条例第47号）第7条各号に規定する情報に該当する場合、又は会議を公開することにより、公平かつ円滑な審議が著しく阻害され、会議の目的が達成できないと明らかに予想されるとき、委員長は非公開であることを宣言し、委員会を一時非公開とすることができる。

(傍聴人の退場)

第11条 傍聴人は、次の各号に掲げる場合には、速やかに退場しなければならない。

- 一 前条の規定により委員長が非公開であることを宣言したとき。
 - 二 傍聴人がこの要領に違反し、委員長が注意した後もなおこれに従わずに委員長が退場を命じたとき。
- 2 前項第二号の規定により退場を命ぜられた者は、当日再び会議室に入ることはできない。

(その他)

第12条 この要領に定めるもののほか、傍聴に関して必要な事項は別に定める。

附 則

この要領は、平成15年 4月 1日から施行する。